②動画の概要欄例（運動会）

※この文例は、改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）初等中等教育における特別活動に関する追補版（令和3年11月9日）p.4の〈説明の例〉です。配信が「必要と認められる限度」であることを対外的に説明するための例ですので、学校の実情に合わせて書き換えてご利用ください。

＊＊＊＊＊

本校では、学校目標に基づき、教科学習、総合的な学習の時間、および、特別活動の三者をそれぞれ独立した教育活動ではなく、互いに関連づけ系統的に実施するようカリキュラム・マネジメントを行っている。特に運動会のダンス競技は、保健体育科での学習成果を発表する場として位置づけている。

運動会は子どもの安全やプライバシーを考慮した上で、生徒の保護者、及び、特別活動の協力者の参観を認めている。

しかし、実際には何らかの理由により当日来校できない保護者や特別活動の協力者等もおり、これらの方々に向けて生徒の学びの成果を発表することは、優れた教育効果が得られるとともに、学校、家庭、地域社会の連携を一層強化するためにも必要なものと考えている。

そこで、これらの方々に対して、末尾に示す演目に適した音楽著作物等が収録されたダンス競技を中心として、編集を加えるなどした運動会の映像・音声を、オンデマンド型でインターネット配信することとした。

運動会の映像・音声のオンデマンド型での保護者へのインターネット配信は、著作権法第35条の規定、改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）を参照して実施する。また、保護者への事前のアンケート調査を行い、その結果を踏まえつつ、配信期間は運動会開催日から7日間を期限とする。したがって、〇月〇日には配信をストップし、配信用映像ファイルを抹消する。

保護者には以上を丁寧に説明した上で、運動会に限らず、私的複製目的の範囲を超えて、権利者の許諾を取らずに、特別活動参観等の映像のURLの他人への拡散、配信された映像の保存（ダウンロード）や他人への転送、画面キャプチャー、SNS等への転載などは行わないよう周知し、著作権の保護に対する理解と協力を求め、同意書へのサインを得ている。なお、授業目的公衆送信補償金については、本校の設置者である〇〇市教育委員会が〇月〇日に本年度分の支払いを完了している。

【配信する映像に収録される著作物一覧】

（※以下、曲名、作曲者名、作詞者名、演奏者名、アルバム名、発売、商品番号）